Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	初期日独通交史の研究(一)
Sub Title	Early history of the intercourse between Japan and Germany
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.2 (1961. 12) ,p.1(121)- 41(161)
JaLC DOI	
Abstract	This article is the investigation of the Early History of the Intercourse between Japan and Germany, that is between Japan and Prussian Empire, with special reference to the Prussia's expansion-mouvement into Far Eastern Asia, after the Opening of Japan in 1854. The History of Intercourse between these two countries can be divided into following three stages; (i) the period of the Opening of Japan, (1854 ~ 58), (ii) the period of the conclusion of Prusso- Japanese Treaty (1859 ~ 61), (iii) the period of the first sending of Japanese delegates to Prussia (1861 ~ 62). In this article, the following problems are fully discussed; (i) the conclusion of the Treaty of Peace and Amiety between Japan and U. S. A. and Prussia's Attitudes towards this Treaty; (ii) F. A. Luhdorf's efforts to establish the Treaty between Japan and Prussia; (iii) the conclusion of the Commercial Treaty between Japan and U. S. A. and Prsusia's reactions to this Treaty. This study is carried on mainly though the manuscripts kept in Preussische Geheimes Staatsarchiev, with subsidiary use of the Japanese documents.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19611200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初 史

新

は

ŧ

り長期間にわたつて、ダーレムのプロシヤ秘密古文書館に通つた思い出である。讀みにくい獨乙文字のくづした古文書と每日にらみ 色をながめたり、思い出は、すべての苦しさよりも、樂しさばかりが殘るような氣がする。 書館員より賴まれた若い學者であつた――に讀んでもらおうとしても、閱覽室では聲を立てるととを遠慮しなければならず、仕方な で、古文書館の友人達と泳いだりボートに乘つたり、冬は郊外の田舍風のカフェーで、あついコーヒーをすゝりながら、美しい冬景 しに、そのまゝ寫しとつて、歸つて讀んでもらうことも度々であつた。然し今になつて思うと、樂しい時期であつた。夏はワンゼー 合つた苦しさ、字引をひくにも、まず字が讀めないので、隣りの椅子の獨乙人―この人は外國人である私のために、その世話を古文 た。これを見て、はるかに若い時の記憶が、まざまざと思い出されたのである。かつて勉學に氣おい立つてベルリンに滯在し、かな 一つを一寸のぞいてみた。その會場には、極めて少しではあつたが我國に最初に來航したプロシヤ使節に關するものが展示されてい 今年は日獨修好記念百年にあたるというので、各方面で、記念式典や展覽會などが催されたようである。私も先頃、その展覽會の

初期日獨通交史の研究(一)

かつた。戰爭中に故郷に疎開した時や、戰後の寸暇を得た時に、少し書きためたものもあるが、不完全なものなので、いまゝで篋底 隅に置かれたまゝである。たゞ時々寸暇をみて、その中から短文を書いたこともあつたが、まとまつた研究と呼ばれるものは出來な

この時手寫したり寫眞にとつたりした古文書―日獨關係からみて、オランダやイギリスのように重要なものも、興味あるものも少

- を、持ち歸つて來たものゝ、其後の我國の混亂や、戰後の種々の仕事に追われて、今もそのトランクは、研究室の一

との未完成であり、また極めて不満な若い時代の原稿を發表しようとする氣持ちになつたのは、もし誰か、若い人々で、とのような に投げとまれていた。との古い原稿を、取り出してみる氣になつたのは、日獨修好百年記念の催しに刺激されたためである。そして 底に浮ぶのである。この古いトランクと原稿は、これらの時代を通じて、いつも自分の身邊にあつたのである。 代、戰爭中の空爆にさらされた恐怖の時代、戰後の食糧難に苦しめられた時代、復興に東西奔走した時代などが、走馬燈のように眼 古びた不備な原稿に日の目をあてさせてくれたのである。いまこの古い原稿を讀み返してみると、若かつたベルリンの樂しかつた時 問題に興味のある人があれば、何等かの參考になるかと思うためである。日獨修好百年記念は、また私の古い記憶を呼びもどらせ、

である。 につゝまれた古文書館、冬の雪のようなまつ白な霜につゝまれた古文書館が、いまなつかしく思い出される。この古文書館をおとず は每日古文書をタイプに打つてくれたタイピストたちなど、すべてはなつかしい夢の人のような氣がする。夏の燃えたつような青葉 に世話してくれた若い館員達や、正午の時間がくると、命令のような聲で、全部の窓を開くことを命じたいかめしい司書館員、また たい。)(一九六一、七) 誰が見るであろうか。再び平和な時代になつて、藤井氏や私の名を、この古文書館でみる日本の學者のあることを、心から祈るもの の署名をみたからである。近世日本の外交史上には、たいして大きい地位を占めているとは思われないプロシャの古い文書を、今後 れた日本の學者は、何人か居ることゝ思う。然しその中でも故藤井甚太郞氏が、最も多くの文書をみたようである。それは諸所に氏 しあの建物が、そのまゝ殘つているとしたら、あの記念碑の名は、何倍かに增加しているかも知れない。外國人である自分を、親切 ダーレムの古文書館の玄關に建てられていた第一次大戰に戰死した館員の名を刻んだ記念碑は、いまどうなつているであろう。も (プロシヤ古文書館については、拙著「東西史稿」所收の「プロシヤ古文書館」「プロシヤ古文書館の思い出」を参照され

序論

第一章 研究範圍

第二章 研究資料

第一節 第二節 我國に於ける研究資料 獨乙に於ける研究資料

第一節 章 我國の開國とプロシヤの動 日米和親條約の締結とプロシヤの動

向

リュドルフの條約締結運動について

日米通商條約締結とプロシヤの動向

以上本號所載

第二章 日普條約締結の研究

第一節 プロシャの遣日使節派遣準備分

第二節 プロシャの遣日使節派遣準備日

第三節 プロシャの遣日使節派遣準備目

第四節 日普修好通商條約の締結

第三章 プロシヤに於ける文久遣歐使節の研究

第一節 遣歐使節の派遣

第二節 プロシャ政府への通告

第三節 プロシヤ政府の準備

第四節 オランダよりの報告

一編 序 論

第

第一章研究範圍

この研究は、 初期日普通交史を、主としてプロシャ側の史料を中心として見ようとするものであるが、それに關する

我國側の史料を無視するものでないことは言うまでもない。

に於いては、更に數年さかのぼり、日米和親條約締結の時期、 我國とプロシャの通交は、萬延元年(一八六〇)日普修好通商條約の締結によつて開始されたのであるが、この研究 研究の始めの時期としたいと思う。その理由は、 日本の開國即ち日米和親條約の締結は、 即ち嘉永六年(一八五三)または安政元年(一八五四)を プロシャの東亞への關

初期日獨通交史の研究(一)

第五節 使節のベルリン到着

第六節 プロシャ國王の謁見

第七節 使節のベルリン滯在、ベルリン覺書の成立

第八節 使節のベルリン再訪

第九節 プロシャ國王の返翰

第十節 結言

第三編 結論

第一章 明治維新と獨乙人の態度

第二章 明治開國と獨乙人

國が ح 心を引き、 の期間に於けるプロシャ政府部内の動きを明白にする必要がある。 るに至るのである。 に日本の開國は、 の の研究を開始しようとするのである。 ンブルグ伯 進出 東亞特に中國に於いて、 [が問題となつて居たのである。 プロシヤ政府内部に、 の東亞 プロシャの東方進出の氣運に拍車をかけたものであつて、この時期から東方進出への準備が表面化す 從つて一八六○年の日普條約締結の眞相を知るためには、 への派遣は、 その根據地を占めるごとに、プロシャ政府は種々の動きをみせているのである。 東亞諸國への使節派遣の議を起すに至つたからである。萬延元年(一八六〇) 突如として起つたものではなく、 プロシャをして東方への關心を高めしめたものは、 それ以前にプロシャ政府部内には、 かゝる意味で自分は、 日米條約締結の當初までさかのぼり、 日米條約締結の時期を以て、 英國の東方進出であり、 幾度も東亞諸國 そして特 のオイ 英

が、 さて上述の如く、 日 普通交史上より、この十數年間をみると、 この研究は、 日本の開國の時期を以て開始し、 次の三時期に區別し得るのである。 幕末に至るまでをその主たる中心とするものである

第一期、日本開國の時期

第二期、日普條約締結の時期

第三期、日本使節派遣の時期

を締結したことは、 の關心を次第に高め 和親條約を締結し、 第 期、 我國 開 國 プロシャ政府をして東亞諸國、 つゝあつたのであるが、 引きつゞきオランダ、 0 時期 は 安政元年より同五年 口 シャ、 安政五年 特に日本及び中國との條約締結の決意を確定的ならしめたのであつ イギリス諸國との和親條約の締結によつて、 (一八五四―一八五八) にわたる時期であつて、 (一八五八) 我國が更にアメリカを始めとして、 プロ 我國が シヤ政 諸國と 府 アメリカと は日本 通 商 條約

て、この時期は、日普通交の準備時代と認められるのである。

普修好通商條約が締結されたのである。從つてこの時期は、 たる時期である。 日普條約 この間プロ 締結の時期は、 シヤ政府は、 安政六年(一八五九)萬延元年(一八六〇)文久元年(一八六一)の約三ケ年にわ 東亞諸國派遣隊を編成し、オイレンブルグ伯を使節として我國に 日普通交の正式に開始された時期と言うべきである。 派遣し、 H

シ のため歐洲諸國に派遣された時期である。 ヤ政府と折渉するに至つたことは、 第三期、 我國の 遣歐使節派 遣の時期は、 日普通交史上に於いては、 正式の日本使節がプロシャを訪問し、 文久元年及び同二年(一八六一一二) 一時期を劃するものと見るべきである。 ベルリンに於いて皇帝に謁見し、 にかけて、 竹内下野守一行が開港延 期

う考えである。 立を見たのである。 條約の調印が行われ、また明治二年(一八六九)には、北獨乙聯邦との條約が締結せられ、こゝに初めて日獨條約の 以上の三時期を中心として、 この時期までを研究の範圍に入れるべきであろうと思うが、この研究では、その初期だけを取り扱 筆を進めて行くつもりであるが、さらにその後に於いても、文久三年(一八六三) 日普 成

 Φ 必ずしも無意義と言うべきではないのである。 あったことはい した者もあり、 研究すべきものが少いと思われるけれども、 獨乙人の中にも、 日普通交史は、 何人も認めるところであろうと思う。 また我國の近代國家として發展して行くにあたつて、獨乙人及びその學問、 日米、 眞に我國を理解し、また愛好し、さらに幕末、明治の對外交渉に當つても、 日露、 日英、日蘭等の通交史に比べて、その重要性に於いても、または興味の點からみても、 我國の外交史上に於いて、全く無視さるべきものではないのである。 初期日普通交史の研究も、 その後の日獨兩國間の關 思想、 我國に大なる貢獻をな 文化等の貢献 係からみれば の大で しか

初期日獨通交史の研究(一)

第 二章 研 究 資 料

第一節 我國に於ける研究資料

日普通交史に關する研究資料として、我國に存するものは、 かなり多數にのぼるのである。次に各項目に分けて記し

、外交文書を主とする史料

てみる。

大日本外交文書 (外務省編) (戰前九冊)

幕末外國關係文書(史料編纂所編) (廿九册附錄四)

通航一覽 (國書刊行會) (八冊)

幕末維新外交史料集成(維新史學會編)(六冊)

維新史料(維新史料編纂會編)(一九冊)

維新史料綱要(維新史料編纂事務局)(十冊)

開國起原 (勝海舟著) (二冊) (海舟全集)

日獨交通資料(丸山國雄著) (六冊)

日獨交通史料(丸山國雄編) (九冊) (未刊、ベルリン日獨協會に於いて閱覽す。)

<u>二</u>六

二、遣歐使節を中心とする史料

(1)日記及び手記(文久元年遣歐使節に隨伴した人々の日記類である。)

歐行日記(淵部德藏著)

歐行記(益頭駿次郞著)

遣歐使節航海日錄(野澤郁太著)

尾蠅歐行漫錄(市川渡著)(以上はいづれも遺外使節日記輯第二、第三卷所收)

西航記(福澤諭吉著)

歐西紀行(高島久也著)

(2) 追想錄

懷往事談(福地源一郎著)

福翁自傳(福澤諭吉著)

幕末外交談(田邊太一著)

一、外國書の史料で飜譯されたもの

第一回獨乙遣日使節日本滯在記 (日獨文化協會譯) (プロシャ王國使節 G. F. Eulenburg, Ost-Asien の日本に關する

部分の飜譯である。)

黎明日本(日獨文化協會譯) (M. V. Brandt, 33 Jahre in Ost-Asien 一部の飜譯である。)

シュピースのプロシヤ日本遠征記(小澤敏夫譯註)(G. Spiess, Die preussishe Expedition nach Ost-Asien の

初期日獨通交史の研究(一)

(一二七)

七

日本に關する部分の飜譯である。)

日本使節巡行記事 (海外新聞別集) (文久二年歐洲に派遣された竹內下野守一行の歡迎に關する外國新聞記事の飜譯された

ものである。)

四、總合的研究による著作及び論文

初期日獨通交小史(丸山國雄著)

日獨交涉史話(丸山國雄著)

日獨條約の成立とその意義(丸山國雄)

(歴史地理七五の一、二、三、四號)

日獨文化交涉史話(岩本成雄著)

明治維新と獨乙思想(大塚三七雄著)

上掲の諸書以外にも、 初期の日獨通交にふれている著書は多くあるけれども、自分の一應參考とした主たるものだけ

を擧げるに止めた。

第二節 獨乙に於ける研究資料

分は、一八六○年度の遣日使節に關するものである。然しそれ以外に、プロシャ文書館に相當多數の古文書が所藏され ているのである。次に二項目に分けて記述してみる。 獨乙に於ける日普通交に關する研究資料についてみると、かなり多數のものが公刊されているのであるが、その大部

一、公刊書及び雑誌論文、

- Die preussische Expedition nach Ost-Asien, nach amtlichen Quellen. 4 Bde. und Karten. Berlin 186
- Ost-Asien 1860—1862 in Briefen der Grafen Fritz zu Eulenburg, Königlich Preussischen Gesandten. Berlin 1900.
- Gustav Spiess, Die preussische Expedition nach Ost-Asien, während der Jahre 1860-1862, Reise-Skizzen aus Japan, China, Siam und indischen-Inselwelt. Berlin, Leipzig 1864
- J. Kreyher, Die preussische Expedition nach Ost-Asien in den Jahren 1859-1862, Reisebilder aus Ja-

pan, China und Siam, Hamburg 1863

und 1862, Leipzig 1873

- Reinhold Werner, Die preussische Expedition nach China, Japan und Siam in den Jahren 1860, 1861
- Dr. Hermann Maron, Japan und China, Reiseskizzen, entworfen während der preussische Expedition nach Ost-Asien, 2Bde, Berlin 1863
- Wilhelm Heine, Eine Weltreise um die nördliche Hemisphöre in Verbindung mit der Ostasiatischen Expedition in den Jahren 1860 und 1861, 2Bde. Leipzig 1864.
- M. V. Brandt, Dreiunddreissig Jahre in Ost-Asien, Erinnerungen eines deutschen Diplomaten, 3 Bde. Leipzig 1901.
- Dr. Obrt, Die preussische Expedition nach Japan 1860—1861. (Mitteilungen der Dt. Ges. f. Natur u. 初期日獨通交史の研究(一) 九

Völkerkunde Ost-Asiens, Bd XIII. Teil III, 1911)

Ein Matrosen-Tagebuch, (Marine-Rundschau, Lg. 21, Hebt 9, 1910)

なお以上あげた外に、次の如きものがあるが、自分はまだこれを見る機會がない。

Die Expedition der preussischen Geschwaders in den ostasiatischen Gewässern, (Illustrierte Zeitung, 16n. 23 Nov. 1861)

Wichura, Aus vier Weltteilen, Berlin 1868

Friedel, Beiträge zur Kentniss der Klimas und der Krankheiten Ost-Asiens, Berlin 1863

二、プロシャ古文書館所藏文書

次の如くなる。 れらの古文書を主たる史料とするものである。上に記した初期日獨通交史の三時期に從つて、この古文書を分類すると 許可されて、日普通交史研究に必要と思われる古文書類を閱覽し、その一部を謄寫することが出來た。この研究は、こ る文書、日本よりプロシャ政府に送つた公文書類が所藏されている。自分はかつて滯獨中(一九三一一三三)、 ベルリン郊外ダーレムにあるプロシヤ秘密古文書館(Preussische Geheimes Staatsarchiv)には、日普通交に關す 入館を

一、第一期即ち日本の開國とプロシヤの動向に關する文書

Acta des Ministeriums der auswärtigen Angelegenheiten btr. die Handels und Schiffahrts-Verhältnisse mit China, Vol. I. Janr. 1843—Sept. 1844

Acta btr. die Handels u. Schiffahrts-Verhältnisse mit Japan und Siam. Vol. I. Juni 1854—Dez. 1857.

Vol. II. von Janr. 1858 bis Mai 1862.

二、第二期即ち遣日使節關係文書

Acta des Mimisteriums der auswärtigen Angelegenheiten btr. die Handels und Schiffahrts-Ver hältnisse mit China. Vol II Feb. 1845—Aug. 1859.

Vol. III. 10. Aug. 1859—Sept. 1859. Vol. 9. Feb.1861—April 1861. Vol. 10. Mai 1861—Aug. 1861. Vol. 11. Sept. 1861—Nov. 1861 1859. Vol. 6. Janr. 1860—Feb. 1860. Vol. 7. März 1860—Mai 1860. Vol. 8. Juni 1860—Janr. 1861. Vol. 4. Oct. 1859—15, Nov. 1859. Vol. 5. 16 Nov. 1859—Dez.

Vol. 12. Dez. 1861—Feb. 1862. Vol. 15. Sept. 1862—März 1863. Vol. 13. Märg 1862—Mai 1862. Vol. 14. Juni 1862—Aug. 1862. Vol. 16. April 1863—Juli 1863. Vol. 17. Aug. 1863—Dez. 1863.

ol. 18. Janr. 1864—Juli 1864. Vol. 19. Juli 1864—Juli 1865.

あつて、この中には、第一期及び第三期に關する資料も含まれているのである。この文書が、その數量最も多く、各 上記の Die preuss. Expedition nach Ost-Asien といふ四冊に及ぶ報告書の根本史料となつたものは、この文書 の一部分である。編纂者がこれらの文書を閲覽して、引用すべき部分を明示したあとが、明瞭に残されていた。 一册は、百四・五十通より二百通以上に及ぶ書翰または報告書類よりなつている。プロシャ政府によつて公刊された 以上がプロシヤの東亞諸國への使節派遣に關する資料であるが、これによつて使節派遣前後の事情を知り得るので

Vol. II. Oct. 1861—Juli 1862. Acta btr. die Reisetagebücher der Attachés des ostasiatischen Expedition. Vol. I. Oct. 1860—Sept. 1861.

初期日獨通交史の研究(一)

これは使節オイレンブルグ伯の遠征日記であつて、正式に政府に宛て送つたものである。彼の家族に宛てた手紙

(Ost-Asien 1860—1861 in Briefen des G. F. zu Eulenbung) と共に、貴重な史料と言うべきである。

なおこれらの外に、この時期に關する文書として次の如きものがある。

Acta btr. den politische Schriftwechsel mit den Königlichen Gesandten Gr. V. Eulenburg.

Acta btr. die Handels u. Schiffahrts-Verhältnisse.

Bd. I—II März—Mai 1861

Bd. III Juni—Sept. 1861

Bd. III Sept. 1861—April 1862

三、第三期即ち我國遣歐使節のプロシャに於ける行動に關する文書

Acta btr. die Sendung einer japanischen Gesandtschaft nach Preussen.

Vol. I. Nov. 1861. —Nov. 1864. Vol. II. April 1865—Marz 1873

第一冊が文久年度の日本遣歐使節に關する文書であつて、約二百十通の古文書がある。ベルリンに於ける使節に關

Japanische Schriftstück

する以下の研究は、これを主たる史料となしたものである。

日本よりの公文書を集めたものである。

Staats Verträge (Japan)

日本との條約文を集めたものである。

Japan (Nr. II)

條約勅許の手紙類を集めたものである。

以上の他に、参考すべき文書として次の如きものがある。

Acta btr. die Nachrichten und Bricht der Königlichen Consul in Japan. Vol. I. Juni 1854-Dez. 1857.

Vol. II. Oct. 1862—Juni 1866

Vol. II. Nov. 1873—Dez. 1875

Acta btr. den Eintritt dentschen Unterthanen in japanischen Dienst. Vol. I. Mai 1868-Oct. 1873.

Acta btr. das Münzwesen in Japan. Vol. I. Feb. 1863—Feb. 1865. Vol. II. März 1865—Dez. 1875 Acta btr. die Handels und Schiffahrts- Verhältnisse mit Japan. Vol. 1. März 1863—Oct. 1863 Vol. 2. Nov. 1863—Juni 1864. Vol. 3. Juli 1864—April 1866. Vol. 4. Mai 1866—Feb. 1868.

第二編本論

第一章 我國の開國とプロシャの動向

第一節 日米和親條約の締結とプロシヤの動向

とは、我國近世史上に於けるばかりでなく、世界史上に於いても劃期的な事件と言うべきであろう。これによつて引き 嘉永六年(一八五三)黑船の來航によつて、永い鎖國の夢を破られた我國が、米國と和親條約を締結するに至つたこ

初期日獨通交史の研究(一)

(111111) 111

起された我國內の紛爭は、 々する必要がないのである。 つて奔流の如き勢を以て、新しき流へと奔り出たのである。 久しく鬱積していた政治・社會・經濟各方面の破綻を急激ならしめ、 近代日本誕生の陣痛が如何に甚だしかつたかは、 ともに古い殻を打ち破 こ」に

ざされた極東の一小島國は、古來金銀の島として、彼等の夢想する所であつた。今やその寶庫の扉は開かれたのである。 のであるが、一方歐米人にとつても、永い間鎖された寶の國日本の開國は、その注意を引くに十分であつた。神密に閉 ゴンチャロフは **黑船の來航によつて、初めて外界に眼を向けた我々の祖先の多數の人々は、そこに驚愕すべき多くのものを見出**

その他あらゆるヨーロッパ流の正と不正とに對立せしめてゐる國である。」(日本渡航記四八頁—岩波文庫本) け、自己の知力と自己の法規によつて敢て生きんとして來た人數の太集團であり、 國プロシ いて次の如く記している。 に排撃し、この國を教化せんとする我々の企圖を嘲笑し、自己の蟻塚の得手勝手な國內法を、 と奸策とを使つて、これまで無默骨折つて手なづけようと各國が覗つて來た國である。これぞ巧みに文明の差出口を避 「今ぞ遂に十ケ月に互る航海苦勞の目的を達するのだ。これぞ閉めたまゝ鍵を失くした玉手箱だ。これぞ金力と武力 その到着の喜びと希望とを記しているのである。 ヤ政府當局の耳朶を打つに至つたのである。最初のプロシャ遣日使節と共に來航したシュピースは、 日本開國の報は、かくて飛電の如く世界の各國に飛び、 外國人の友諠と宗教と通商とを頑强 自然法にも、 民法にも、 北 日本につ 歐 う の 一

これまで歐洲人の探求慾と倦むことなく且つ飽くことなき通商慾とを拒否しつゞけたが、遂に半ばは自分から、 日本、太陽の登る不思議なる國、ベニス人マルコポー ロの御伽噺のやうなヂパンゴ(Zipango)、この離れた島國 半ばは

數年間、 外國 府は、 權 文化の高 的 び になった。 衆國の國民は、 返 强制されて、 0 親交を結び、 と思想の交流をなさんとする慾求は、 で ~ この地上の樂園には、 あるほど、 海濱に、 船 リー提督は、 貪慾飽くなき惡魔の諺を度々思い出したであらう。オランダ、イギリス、フランス、 の乗り入れたことのない靜 歐洲の殆んど總ての航海國の使者が江戸灣に現れ、 い民族であろうという意見に一 然しそのために、 足を踏み入れる幸福を與えられた人々の報告が、 强い壓力のために譲步せざるを得なくなり、一八五三年以來諸外國に開港するに至つた。北アメリカの全 ますく、あらゆる訪問者は、 それを和親條約及び通商條約の形に成文化せんことを如何に熱望するかを説明した時に、 最初はなお、 數世紀に亘つて頑强に主張された反對に打ち勝つて、 聰明にして勤勉且つ幸福なる國民が住み、 種 最初の間は、 々の條件や制限を受けたが、 かだつた江戸灣に、 致している。 益々猛烈となつた。」(Die preuss. 種々の要求や譲步が絕えず行われていた。 日本の自然が、 その艦隊と使節とを派遣したのである。 この東洋文化と我々の歐洲文化とを觸合せし 熱帶地方のものに満たされ、 各國の當局者や國民が、高尚なる日本國民と永遠の平和及 兎に角日本の諸港に居住して貿易を營むことが出來るよう 驚嘆すべきものであり、 彼等は科學と藝術を愛好し、 强固なる鎖國 Expedition nach アメリカと條約を締結した直 の一角を打破ることが 新奇に満ちたものであり、 自然の美しさは南歐を思わ 口 Ostasien, während この新しく發見され シャは、 め あらゆる點に於いて 通 數世紀間 恐らく日本政 商によつて利 出來た。 か 印象 た島 って 後の

るであろう。 以上の記事を以てみても、 當時の歐洲人特に獨乙人が、如何に日本及び日本人を考えていたかをうかがうことが出來

H 米和親條約が締結されたのち丁度半年目にあたる一八五四年八月に、プロシャ外務省は、 イギリス、フランス、オ

初期日獨通交史の研究(一)

一三五

が、これらには、 るとの返答をなしたと記し、 れているのであるが、 日米條約及びその運用についての報告を求めているのである。 約締結はプロ ランダ、 いるとの見解を有するものゝ如くであるとの意見を添えている。 口 シ Y シャの通商上の利益となり得るかどうか、 各國の駐在使節に對して、日本とその各國との關係、 日本開國についてのオランダ政府及びシーボルトなどの動向が示されているので、次にその大要を記 例えばロンドンよりの報告には、 推測するに、 英國政府は、 米國は日米條約を他國 英國外務大臣は、 などの問題について報告を求め、 これに對して各國の駐在使節より、 さらにヘーグ及びボンの駐在使節よりの報告がある 條約締結についての各國政府の意見、 日本との條約を締結するために、交渉中であ の通商上の利益にも利用せしめんとして 同時に廣東の領事に對しても それぞれ報告が行わ 日本との

ず、これは三月にジャバより日本に向うのである。 られた範圍 を有していたのであるが、 出島に代理人を置くべきことを規定した古い文書が存在する。但しこの代理人は、非常に嚴重なる制限の下にあり、 してみる。まずヘーグよりの報告には次の如くある。 た者であつて、 彼と共に當地の外交界で知名なるものに辨護士ドクトル、レヴィーゾーンという者がある。 あつた獨生れ 全く出島の商館に居る代理人及び小敷のオランダ人の個人的のものに過ぎない。最近まで出島のオランダ商館附醫官で 「オランダ・日本兩國間には、 外に出ることが出來ず、恰も囚人の如き狀態にある。 のドクト 一年に數ケ月間、 ル 最近に至つては、 フォン・シー 條約及びこれに類似する協定は存在しない。 こゝに靜養に來るのである。 ボルトは、現在コブレンツ近傍に定住して、最近日本に關する小著を公刊した。 殆んど零に近い有樣である。 この船によつて、交通及び貿易を行うのであるが、その貿易品 彼とシーボルト氏とは、 日本との貿易關係は、 かなり以前から、 然しオランダ人を保護し、 昔時にあつては、 日本及び日本人の習慣其他につ 每年一 彼はベルリンで教育を受け 艘の船が行くに過ぎ 貿易を行 カゝ なり Ó 限

いて、多くの事を興味深く説明したが、植民大臣の言によれば、これはあまり信用出來ないとのことである。

のである。 本のオランダ商館が一時立替拂いをすることになつているロシヤ艦隊の費用を基礎としての、 を得るために、 よれば、最近艦隊を日本に派遣したロシヤは、 報告もまた三月にハーグに到着するのが普通である。 していた者である。彼もその前任者と同樣、年に一度上記の船によつて、オランダ政府に報告をなすのであるが、 現在の出島代理人はドンケル・クルチウスと言い、司法大臣の緣戚にあたり、 出島の代理人よりは、 長崎に向けて特別の戰艦を出發せしめた。この船は十二月に歸國する予定である。 現在まで、ロシヤ艦隊の來航及びその費用に關しては、何等直接の報告に接してい 或は米國と同樣な條約を締結したかも知れないという。 今年は、たゞ新聞だけで知り得た日米條約についての直接の報告 前にバタビヤに於いて法律事務に從事 全くの推測にすぎないも 植民大臣の推測に 然しこれは 日

である。」(一八五四年十月附オランダ公使ケーニッヒスマルクより外務大臣宛) た。この忠告は、 ること」なつたのである。卽ちそれは、米國の希望は時期に適したものであるから、これに從うようにとの意味であつ るが、植民大臣は、ドクトル、シーボルトの進言によつて、アメリカ政府にこの計畫を思い止まらしめようとした。 時極めて親切なる親書を以て、日本が十分なる利益を得るために、多くの西歐諸國と貿易を行うべきことを勸告したの し總理大臣トールベックは、このような外交政策に反對の意見であつて、遂に當地より日本政府に對して、忠告を與え 初めペリー提督の日本遠征についての話があつた時、 故ウイルヘルム二世陛下の一八四二年に日本に與えたものと、 彼の妻君と令孃とは、 約一 全く同趣意のものである。 年以來へーグに滯在していたのであ 皇帝はこの

更にまたボンよりの報告には次の如く記されている。

初期日獨通交史の研究(一)

(一三七) 一七

P onen を小官に與え、日本と通商貿易を開始せんとする諸國は、オランダ政府の仲介によつてのみ、最も確實にその目 ebungen von Niederland und Russland zur Eröffung Japans für die Schiffahrt und Seehandel aller Nati-彼自身その事に關して、 介について、 またその利 を締結したものであるから、 的を達し得べきことを勸告した。小官は我國政府の意圖については、彼に看破せられないように十分に注意したけれど ランツ・フオン・シーボルト氏と個人的に知己となつた。 ルスより外務大臣宛 「アメリ 彼はプロシャの場合に於ける米國の仲介を不可とすることを忠告し、米國は只自國の利益のためにだけ日本と條約 次の事項を御報告申し上げる。 カ合衆國 益のために、 もつと明白な條件や説明を、 の仲介により、 近日中に、 かゝる忠告をしたことは確實であると思われるが、この困難な仕事におけるオランダ政府の仲 日本政府を動かし得る力がないと述べた。フォン・シーボルト氏がオランダ政府を愛し、 閣下及び商務大臣に宛て、一書を呈するとのことである。」(一八四五年十月附ヘルゲ プロシャと日本との通商貿易開始に關する先月二十五日附の貴翰を拜受したことと 小生は當地に於いて、 シーボルトより聽取することが必要と思われる。 彼はその最近の著書 日本關係を以て有名なオランダ陸軍大佐フイリップ・フ Urkundliche Darstellung der 彼の言うところによると、

トが、 れに關する文書が殘存しないのであつて、更にまた外務・商務兩大臣等の意見書にも、 られたが、 の原文書による記述」(本文三十六頁、獨乙文及びオランダ文、附錄として地圖一葉、 以上の報告と共に、 日普條約締結について、 外務當局は、これに必要なる重視すべき記述なしと注記している。 上記のシ 何等かの意見をプロシャ政府當局に具申したか否かは不明であるが、古文書館には、こ ーボルトの著書 「日本の國際的航海通商に對する開放につきオランダ・ 著作目錄がある)は、プロシャ外務 上記の報告にある如く、 何等彼の意見について言及され この 口 シヤ兩國 時 省に 盡力 ボ IV

7 文書館に於いて見たる二・三の文書に就いて」又は拙著「東西史稿」所收の「シーボルトのことども」を參照され度い。) しまつたものと、考うべきであろう。 いないのを見ると、 シー ボルトはその意見をプロシャ當局に申し出なかつたか、 (シーボルトとプロシャ遣日使節との關係等については、史學十四の一の拙稿 或はまた彼の企ては全く無視されて プロ シヤ古

然しフランスよりの報告が、同國政府も日本と條約を締結せんとする考であることを報じていたことは、 商務大臣の書翰で明白である。 なお以上の他に、フランス及びロシヤよりの報告があつたと思われるが、古文書館ではこれを見出し得ないのである。 ロシャよりの報告も、 恐らくほど同様の内容であつたろうと想像せられる。 次に引用する

teuffel)に宛てた一八五四年九月の書翰には、次の如く記している。 の意見が述べられたと思われるが、 かくてプロシャ外務省に於いては、 この問題について、商務大臣ハイト(Heydt)より總理大臣マント 日本との条約締結について協議が行われ、 閣議に於いても、この問題について種 エフィ ル (Man

米國 て、 カゝ る條件の下に加入し得るや否や。從つて或る場合に、 なるに相違ないと思ふ。 現在までは、 否 か カリホルニヤ及び南アメリカ兩海岸の貿易上に占める地位は重要となり、獨乙船舶も、 プロシャ及び關稅同盟所屬の諸國にとつて、果して利益を與えるや否やは、 英・佛兩國政府も、 府の仲介なしには、 は不明である。 英 • 佛兩國 而も當國政府は、 然しこの兩アメリカと中國諸港間に、 日本との條約締結の準備をなしつゝあると思われるが、 の船舶に比して少數の獨乙船が、太西洋貿易に從事している。 好結果を得られないと思う。 英・佛兩國に比して、日本と交渉を開始するについては、 日本の諸港に寄港することが、アメリカ船と同様に、 かくて駐米使節をして、これに關する米國政府営 益々發展しつゝある貿易に、 熟考を要する問題であると思われ 卑見を以てすれば、 然し英國航海條令の廢止によつ この海域に進出することと 獨乙船舶が、 不利の 日本との條約: 果して有利な 局 地位にあり、 重要である の意向をさ

初期日獨通交史の研究(一)

(一三九) 一九

るや否やを知る必要があると思われる。」

ぐらしむることが、 第一に必要であり、 また英國が中國諸港の開港に成功した場合、 他の諸國にも、 同様な特権 を認む

は、 は日本の開國に關して注目し、これによつて東亞諸國への進出の氣運が動くことになつたことは明瞭である。 ヤ海軍力の微力ということであつた。 米國を仲介として日本との條約を締結しようとしたことは、 とを承認した内容であつたことが、 これによれば一八五四年即ち日米和親條件締結の後、 否やを照介するところがあつたが、同年十一月の返答によつて、この計畫を放棄するに至つたことが知られるのである。 締結に關して、 ついての米國駐在使節よりの報告を、 これを以て見れば、 從つて古文書館に於いて見ることの出來なかつた上述の駐米使節よりの報告も、 周知の事實である。 八五八年 (安政五年)十月附の外務大臣よりプロシャ軍令部に宛てた書翰によると、一八五四年九月に、 軍令部に報告すると同時に、 當時プロシヤ政府は、 このために、 當然推測されると思ふ。 その海外發展が阻害さる」に至つたことは當然と言うべきであろう。 古文書館に於いては、 元來プロシャは陸軍國として發展し、その海軍勢力は極めて微弱であつたこと 日普條約の締結を目的とする使節を派遣するために、 米國駐在使節をして米當局の意向を問い合せたことゝ思われるが、 プロシャ外務省は、 見ることが出來なかつた。 注目すべき事實であるが、 以上の如く、 プロシヤ外務省は、 我國に使節を派遣せんとしたことが明白であ 米國が日普間の仲介の勞をとるこ これを阻止したもの 然し以上の如く、 安政 軍艦を使用し得るや 元年當時に於いて、 プロシ は、 日 これ 1米條約 Y プロシ

歐洲社會に一大轉期を劃し、

さてこゝで少しくプロシヤ及び獨乙國內情勢を見てみようと思う。

歐洲各國は、

その民族的團結精神を刺激されて、

强固な統

國家を形成しようと努力する

獨乙民族の團結と獨乙諸國の統一へと進んだのである。即ち一八

一八一五年(文化十二年)ナポレオンの沒落は、

至つたのであるが、

獨乙諸國もその潮流に乘つて、

ける貿易に注意し、 れらはすべて 時期尚早として 顧みられなかつたのである。 權利を得んとするにあつた。しかして同時に、强力なる使節を東亞諸國に派遣するという提案もなされたのであるが、こ 社 的統一が、その緒につくに至つたのである。これより十年後の一八四三年(天保十四年)に、 六年(文化十三年)獨乙聯邦が組織され、その後一八三三年(天保四年)に、
 の本據を置き、直接中國に交渉して貿易を開始し、同時に外交的手段によつて、 一大貿易會社を設立すべき建議案が提出されたのである。 (Die preussische Expedition nach Ost-Asien 卽ちこの案によれば、 關稅同盟が成立して、 中國の諸港に於いて英國と同樣なる プロシャ政府 シンガ 獨乙諸 ポ は東亞 邦 Б. 間 ルに の 經 に於

は、 東亞海上への進出する數も、 ともに多事を極め、 あるが、 としつゝあつたのである。 を得て、 口 いて清朝舊來の政策を放棄せしめ、 シャ、 プロシヤをして、このように東亞に注意を向けさせたのは、 阿片戰爭の結果香港の割譲を受け、 當時獨乙は國內統一の途上にあり、 更にまた當時、 東亞に於ける英國の勢力を確固たらしめること」なり、アメリカ、 ハンブルグ、 國内勢力の ブレーメンの船が、 プロシ このような東亞の情勢が、プロシャの東亞進出を刺激し、上述の建議案となつて現れたので 極めて貧弱であつたのである。 統一と充實とに忙しく、遠く東亞にまでその勢力を發展せしむる余裕が存しなか ヤを初めとして獨乙諸邦の海上勢力は、 除々にその地步を獲得するに至つたのであるが、特に一八四二年 廣東**、** 各々一艘廣東に入港したに過ぎず、さらに一八四六年(弘化三年)には、ブ しかも對外的には、 厦門、福州、 寧波、 一八四四年 英國の中國進出の結果によるのである。 オーストリヤ、 上海の五港を開かしめ、 他の歐洲列强に比して微弱であり、 (弘化元年) のイギリス航海記録によれば、 フランス等の諸列强もまた、これに倣わん フランス、 英人の通商及び居住の自由 ロシャを三方に控え、 (天保十三年) 英國 その船舶 は中國に 9 內外 た 0 於

初期日獨通交史の研究(一)

Einleitung 参照)從つて一八四二・三年當時に於ける獨乙の海上勢力は、 場合には、 を運送したに過ぎない狀態であつた。事實上、印度及び支那海方面に於いて、 於ける獨乙の東亞進出を不可能ならしめた重大な原因であつたのである。 のは、一八四八年(嘉永元年)英國政府の法令によつて、東印度諸港に往復する諸國の船舶が、鹽及び阿片以外の積荷 Ì メン及びハンブル 英國の船舶と同樣の取扱いを受けること」なつた時からである。 グの船が、 各々一艘、リバプール及び香港から、當時隆盛になろうとしつゝあつた上海に、 極めて微々たるものであり、 (Die preuss. Expedition nach Ost-Asien. 獨乙船舶の航行が幾分隆盛になつて來た それが、 當時 貨

年には、 至つたのである。卽ち一八三九年(天保十年)には、 なロ に輸出されていた獨乙産物は、その販路を絕たれる狀勢となり、 社の支社を設立し、さらにまた、殆んと禁止的の關稅をもうけるに至つたため、永い間、 占領し、 得が焦眉の急となりつゝあつたのである。 つたのである。 レジヤ、 然しながら、 シャの措置によつて、この産業は大打撃を受け、 たちまち一三二三、九一二エルレ サガレンに屯營を設け、 ポーランド、 その東部國境に輸送され、 かくてプロシャ製品に代つて、 他方獨乙國內の產業の情勢をみると、 ザクセン地方などの大小の工場は、早くより廉値な布製品を製造し、 **黑龍江にはニコライフスクを建設する等によつて、蒙古・中國國境方面に、** 露蒙國境のキャフタに於いて、 特にロシャの東方進出、 (1 Elle は約二尺一寸)と約十倍近く擴大するに至つたのである。 ロシャの粗製なる布製品が、 一五四、五五二エルレの賣買であつたものが、その翌年一八四〇 プロシヤを初めとして諸邦の産業が益々發展し、 ロシャを通じての經路にある獨乙布製品の輸出は、 これを打解する必要が起つて來たのである。 卽ち一八五三年 中國人に賣却されたのである。 キャフタに於ける販路を次第に獨占するに (嘉永六年)にシベリヤの ロシヤを通過して中國の市! これらの製品は、 その新販路 然し以上のよう 停止するに至 (Brandt, 33 例えば 多くの商 寒 ロシヤ で変 港

Jahre in Ost-Asien, B. I. s, 8—9 參照)

は、 後益々盛んとなり、 持ちたいという要求が、 ている代理商人の報告によると、 の間にも、 と」なつたのであるが、 國民は、 以上の如き、 貿易に從事すること」なり、これは、 殆んと維持され難い狀態となりつゝあつたのである。 獨自の裁判權を有していないために、非常に不利の地位に置かれ、 獨乙の外交上の代表機關を得たいという要求が、 獨乙諸邦に於ける産業の發展とその販路の喪失は、一方に於いて、その東亞への進出の要求を强めるこ 各國とも、除々にその地步を占めるに至つたため、獨乙國民は、これらの諸外國の好意的 除々に猛烈にならざるを得なかつたのである。 また地方、 諸外國との取引關係は益々增加して來ているけれども、 東亞諸國に居住して商業に從事している獨乙人、或は中國方面に往復する獨乙商人 獨乙國民としての誇りを傷けるものとさえ考えられるに至つたのである。 從つて彼等の間には、 益々切實に感ぜらるるに至つたのである。 しかも、 貿易が隆盛になるに從つて、 英、米、 正當なる權限を有する自國 佛、 中國地方に居住する無條約國 露等の東洋進出が、その 海外に派遣され 彼等の地位 保護によっ の代表者を

省は日米、 定したと思われるが、この企圖は、 じて、これに關する報告を求むること」なつたのである。 東方進出を決意せしむる重大な動機となつたのであつて、 よつて、プロシャ當局は、 口 シャ當局は、 上に述べたように、 日英、 この計畫を放棄したのでなく、 日蘭の各條約に關するイギリス、アメリカ、フランス各國の種々の資料を蒐集し、さらにまた、その 國際的の東亞進出の情勢と、 その注意を東亞に向けつゝあつた時に、日本の開國が行われたのである。 プロシャ海軍力の微弱の理由を以て、中止せざるを得なくなつたのである。 この後絕えずその實現を期しつゝあつたのである。 獨乙國內に於ける產業事情及び東亞諸國に於ける獨乙人の要求等に 上にも記した如く、 かくて商務省及び外務省は、 プロシャ當局は直ちに各國駐 東亞諸國への使節派遣をほゞ決 例えばプロシャ外務 これはプロシャの 在使節 然しプ K

初期日獨通交史の研究(一)

一四三)

他の報告を集めて、研究するところがあつたのである。例えば、

Memorial of Aarow Haight Palmer, January 18. 1855. Refered to the Committee on Foreign Relation. Secretary of States Haight Palmer, Counseller Supreme Court of the United States, in a letter to Hon. John M. Clayton. Appendix A—Plan for opening Japan, submitted to the government of the United States by Aarow

endorsed "Refered to the Secretary of States, M. F. January 6. 1851." submitted by him to the Secretary Clayton, for opening American intercourse with Japan, Original App. B—Extract from a letter of Mr. Palmer to President Fillmore, soliciting his attention to the plan

of Kayei the seventh year third month and third day. the thirty-first day of March, in year of our Lord Jesus Christ eighteen hundred and fifty-four and App. C—Treaty between the United States of America and The Empire of Japan done at Kanagawa,

II. Die Politik der Niederland in ihre Beziehungen zu Japan, von Consul T.C.H. Bley. (Oldenburg 1855.)

III. Corespondence respecting the late negotation with Japan. (presented to both House of Parliament by Command of Her Majesty, 1856.)

などの、公式の記錄が多く集められたのである。

る。例えば、一八五七年(安政四年)のバタビヤ領事よりの報告によると、オランダ政府は日本と通商條約を締結せん しかして更に、プロシャ政府はこの間に、東亞諸國の貿易其他に關する報告を、東國駐在の領事に求めているのであ

的 しているのである。 負擔による貿易が行われんとしていること、 としていること、今までのオランダの日本貿易は、 [進出 0 機運をもり上らしめたのであつて、 かくの如く、日本及び中國の開國は、 プロ プロシヤ製品は日本に於いて新しい販路を開拓し得ること、 シヤ政府當局は、 オランダ政府の費用によつて行われていたのであるが、 プロシャ政府の東亞への關心を一層大ならしめ、 かくてその後絕えず使節派遣 の機會を得んとしてい 等の事項を記 遂に個人の 獨乙の合法

第二節 リュドルフ (Friedrich August Lühdorf) の條約締結運動について

た

るに從つて、 する必要がなかつたとも考えられるのであるが、然しかゝる狀態は、 を保護するという狀態であつた。もしこのような狀態が繼續し得るならば、 を開始した當初に於いては、 た條約國も無條約國も同樣の取扱いを爲したためである。從つて東方に進出した歐米諸列强の間に於いても、 東亞諸國は 合せしめていた利益關係の共同性が消失するに至つたことは當然である。 强の注意を引き、 カゝ も長足の發展をなしつゝあつたのである。 十九世紀以前に於ける北獨乙諸國の貿易及び船舶業は、 種々の障害が發生するに至ることは當然である。 度に開國した以上、 これを警戒する、狀態となり、 相互に利害關係が共通であつたために、 如何なる國の船舶にも、 特に獨乙が無條約國であつたにも拘らず、東亞に除々に進出し得た理由 他國との競爭が激化するに從つて、 國際的條約の保護又はその海軍力の庇護なしに行われて、 また如何なる國の製品にも、 特に獨乙の貿易の增大と船舶の進步とは、 條約締結國の外交機關が、 永續し得ないことは明白であつて、 かくて、 プロシャ政府は積極的に、 無條約國である獨乙國民は、 かつて東亞に於いて歐米諸列强を結 何等の差別を設けず、 進んで無條約國 東方進出を企圖 次第に 貿易が増大す その通 更にま 極めて 他 0 國民 の列 は 商

初期日獨通交史の研究(一)

(一四五) 二五

が外國 遠隔の地方に於いても活動して、好結果を收めるに至つたのである。 しかも一方、 を俟たないところである。 また新たに開拓された市場に於いても、 不利の地位に置か 人が少しも司法權 かくては獨乙諸邦の貿易、 の使節と軍艦の保護の下に活動しつゝあることを以て、プロシャの誇を傷けるものとなし、 獨乙の船舶業は、すでに大なる發展をとげ、 れ に服從せず、 合法的に活動し得なくなつて來たばかりでなく、一方條約國の外交機關は、 この事情は、すでに上述の如く、 また自己の行動に對しても何等の責任をとらない、という非難を浴せるに至つ 航海業及び産業等が、 自國の合法的なる保護を有しないために、これを完全に利用し 他國の權限より受ける利益は、 以前のような小天地に跼蹐することなく、 獨乙布製品の場合に於いて明白に示されているのである。 かくて、 東亞諸國に於けるプロシャ人等は、 極めて不安定のものとなり、 自國政府の進出 東亞に於ける獨乙商 東方諸國のような 得ないことは言 たので を熱 か

英國に後る」も、 年八月(一八五五年) 希望を達することが出來なかつたが、「是實に普魯士の我國に好を修めんとせしの權輿にして、 ために公然と幕府に書を呈することは、 であると申立て、 活動するプロシャ人は、 心に希望するに至つたのである。(一八五八年十二月附、商務大臣より軍令部宛書翰參照) という者が居た。 然しながら上に述べたように、 下田奉行に願書を提出して政府への取次ぎを請うた。 佛國には先だちたり云々。」と記しているのである。 彼はプロシャの士官であつて、本國政府の内意を受けて、 米船グレタ號が下田に來航したが、この船の乘員にリュ 自力を以て日本との條約締結を企てるに至つたのである。 獨乙の國內及び對外情勢は、 不都合であるとして、これを拒絕したのである。 東亞への使節派遣の實現を困難ならしめたため、 (幕末外交談、 然し幕府は、 日普通商を開始しようとして渡來したもの ッドルフ 即ち、 一三九一一四〇頁、 彼をアメリカ人と見なし、 (この名稱は田邊氏の記事による) かくてリュッドルフは、 幕末外交談によれば、 泰西建國の内にありて、 なおこの他、 獨乙の 安政二 東亞 その

獨通交小史七八一七九頁、Dr. E. Ohrt, Die preussische Expedition nach Japan, 1860-61.

寺に滯在中のリュドルフ が日本と和親條約締結を希望していることを物語つている事實等を指すものである。 なるものが、 以上の田邊太一氏の記述は、 下田奉行伊澤政義に書を提して、 (F. A. Lühdorf) が再度願書を提出し、 安政二年五月(一八五五)獨乙商船グレタ號(Greta) 獨乙との和親通商の開始を希望した事實及び同年八月伊豆國柿崎 下田奉行手附森山多吉郎に會見して、獨乙本國政府 の船長タウロウ 討村玉泉

ある。 て退去したのである。 が、 英國軍艦バラコータ(Barracouta)に拿捕され、バラコータ號は、これらのロシヤ人を捕虜として、 フ及び水夫一人の止宿許可を奉行伊澤政義に請ひ、これが許可されて、リュドルフは下田に滯在すること」なつたので れ、下田に入港して直ちに戸田村に廻送されたのであるが、戸田に於いて、 は二百余人のロシヤ人が残留していたのである。こゝに於いて獨乙船グレタ號は、 が海嘯のために大破し、 たのである。 奉行竹內下野守に交易の許可を願い出たのであるが、これを拒絕されて、 その後、 この獨乙商船グレタ號は、 食料を求めているのである。しかして一方グレタ號も、 然るにこれより先き、ロシャ使節プーチャチンは、安政元年十一月(一八五四)その乘船デアナ號(Diana) 同年六月グレタ號は、 伊豆戸田村に於いて造船して、安政二年三月これに乘じて歸國したのであるが、なお戸田村に 米國船と稱して、安政二年四月箱館に入港し、 ロシャ人二百七十余名を乘せてロシャに向つたのであるが、黑龍江河口 同月箱館に入港して、 積荷の陸揚げ及び管理人として、リュドル 五月初旬箱館を去つて同月下 船長タウロウ及び荷主リュドルフ等 これら残留ロシャ人送還のため雇わ 船長タウロウをこゝに止 安政二年七月箱館 田に入港し に於いて

グレタ號が 英國軍艦によつて拿捕された理由は、 当時クリミヤ戰爭が勃發し、 口 シャがイギリス、フランスと交戦狀

初期日獨通交史の研究(一)

(一四七) 二七

態に 月廿一日條、 Piaerce) 司令官ジェームス・スターリング 滯在したのであるが、 メリカ船に漂流民を託して退去してしまつたために、 翰を送り、 余名が下田に來て、 元年十二月フランス捕鯨船一艘が、 て、英・佛艦隊と戸田村に於けるロシヤ人との間に、紛爭を惹起せしめないように注意するところがあつた。 さて箱館に滞在していたグレタ號船長タウロウは、 あつ 彼の必需品と交易することを願い出ている。其後リュドルフは、アメリカ商船ゼネラル・ピヤース號 シャと交戰狀態にあることを当局に通告しているのであつて、これによつて幕府も、 たためであることは、言うまでもないのである。 に便乘して、 グレタ號の遭難事件を報じたので、 安政元年十二月朔日條、 フランス船を奪わんとするに至つたため、フランス船はこれを察して、 其後も米國商船に便乘して箱館に來り、貿易を行つていたようである。 安政二年十一月日本を退去するに至つたのである。 同十二月十二日條、同二年八月十五日條、 (James Starling)が旗艦ウインチエスター號(Winchester)に座乘して長崎 我國の漂流民二人を送還するために下田に入港するや、 リュド 下田奉行井上信濃守を通じて、玉泉寺に滯在中のリュドルフに書 紛争の勃發をさけることが出來たという事件もあつたのである。 ルフは歸國の便宜を與えられんことを請い、 このことについては、すでに安政元年閏七月英國東印 同四年五月十一日條等參照 かくの如く彼は、 其夜下田に碇泊していたア 戸田村滯在のロ 長崎、 六ケ月間にわ (維新史料綱要、 小銃、 箱館兩奉行に對 砂 たり日本に 糖等を提供 シャ人八十 事實、安政 安政二年五 (General 度

もつているが、いま幸いリュドルフが滯在しているので、本國の希望を達し度いとの願書を、 面は米人となつているが、 のであるが、 さて上に記したように、 井上信濃守、 實は獨乙人であつて、獨乙も米國と同樣に和親條約を結び、 岡田備後守の幕府への上申書によると、玉泉寺に滯在しているアメリカ人リュドルフは、 リュドルフ等は前後二回にわたつて、日本との和親通商開始を希望し、これを願い 通商を行いたい希望を以前 通詞堀達之助を通じて提 出て より 表

ら もら が提出された時に、これを幕府当局に送り、 出したが、 って江戸に赴き、 人であることを述べ、 ルフと應接せしめ、 直接幕府に提出するという書翰と、 い度いという書面を添えるに至つた。 これは取上ぐべきでないので返却せしめた。然るところ再度同樣の願書を提出し、 直接幕府にその書翰を提出すると記しているのである。こゝに於いて下田奉行は、 その願書は再び返却され、彼の希望は達せられなかつたのであるが、 提出した書翰を幕府当局に取繼くべきことを請い、 さらに奉行に對して、 卽ち、 また二度目の書翰類及び交渉の顚末等を詳細に報告しているのである。 條約締結の願書を幕府に提出しても、 自分は米國の旗記の下に保護を受けているが、 もしこの願が却けられるならば、 下田奉行がこれを受理し 一方下田奉行は最初に願 これを幕府に差し出し 森山等をしてリュ 後の船に 本來獨乙 *t*s 乘 て

魯西亞と双方より奉行所 るために、再度これを提出するに至つたのであると述べたのに對して、 陸差発しい儀有之若亞墨利加 る趣も有之假令本國亞墨利加に而も獨乙國人別に入此地え渡來いたしい に相違無之將た先達中亞墨利加水師提督等の申立にも歐羅巴並亞墨利加の習風に而は一 安政二年八月、手附御普請役森山多吉郎、 リュド 其方初發渡來の節本國獨乙の申立にはい得共亞墨利加入別の段申出殊に魯西亞え本船貸渡滯留一條に付而は其方と ルフと應接したのであるが、 へ差出い書面え亞墨利加人と書載有之いに付生國に不拘当時亞墨利加 人別にて無之いはゞ右樣取扱い筋無之い亞墨利加ペルリ魯西亞フーチャチンは條約取 リュドルフは願書が不都合であるから取上げられないという理由が不可解であ 手附出役矢野儔之助、 通詞志筑辰一郎、 森山等は次の如く答えている。 上は獨乙人の取扱可致其方も亞墨利加 小人目付中川鐵助等が 國の人民他邦え至り其土民とな 人別に Vh 得は全く其國人 玉泉寺に行 入別 極 故上

初期日獨通交史の研究(一)

本人に

得共若し向後他邦の

人別

に而再渡いたしい

はゞ上陸等差発い

筋に無之是は我國の風

儀に有之歐羅巴其外

K

而

に報い

意

味事情

處

他

に至り其人別に加り

Vr

而も本國の爲に事を取計
い習風にも可有之且身分の
尊卑を不顧專ら國

(一四九) 二九

却の理 深く相 彼はアメリカ國籍にあると認められるから、これを爲し難いという返答を以てこの交渉は終了し、 乙の旗をかゝげて再び入港し、 置事の大小と無く土地附屬の儀は萬端可取行政府の委任有之事の成否は其情態に寄い得共夫々可所置威權有之右書面 滯留中如此厚く取扱い今又他所に而可取用廉を相拒い筋無之尙先刻差出い書面奉行衆披封被致右は下田奉行衆当所 乜 とも難及挨拶い」と答えているのである。さらにリュドルフはその書翰を江戸に送つてもらいたいと懇請しているが、 披封被致い の 以上のような返答に對して、 關係い 由を充分理解したと申立てゝいるのである。 Vr 儀に有之い然るに本國獨乙とは申ながら亞墨利加人別の其方可申立筋無之書面に付差戾しい たしい事にて其方の書面当初に而不取用上は他所え持越いとも別人取用い筋は決而無之特に当地に於て其方 得共我國の法度にては其方の所爲不都合の事に而將当所におゐて某取扱い リュドルフはグレタ號が歸航したならば、これに乘船して一應退去し、 右の書翰を差出したならば、 しかしてまた森山多吉郞は、 どうであるかと反問しているが、 この時リュド 儀他所え参い而も矢張先前 ルフと内談したことに 森山等は IJ ユ ۴ 翌日すぐ本國獨 間可受取之い 「其儀は Jν フ は 拙 取 願 書返 者 0 扱 所 何 Vr

殊に軍 0 Vr Vh は船將官の者に而私共一 印形有之何れケレタ船再渡いたしいはは 得共其 内意に有之い則其證書所持罷在い旨に而文庫より書物取出し一見爲致い右に付容易の挨拶は後患難計何 「私事は獨乙洲中フロ 艦 (意に任) 差 向 い得は無益の手數を費いに付亞墨利加旗下の附屬を名とし此國え渡來いたし時機に應じ政府志願 4 攬仕い 同政府の内命を受け本國の軍艦其海濱の備用に而英吉利魯西亜亜墨利 イス (王國) 處獨乙語殊に其字體歐羅巴州他邦の文字とも異いに付聢と解棄い得共攝政の印書と の士官に而父はアドミラール(海軍總督)官に有之過日魯西亞人護送いたし 右船に書物類有之船將一 同に而書類一見可致多分一ケ年内には再渡可致再 加等の 如く とも 數十 相 0 見數人 答不申 趣 Vh 難 市立 差 船 向

い

更に次のように報告しているのである。

期も有之いはゝ其時私の官職は可相分と其言語意味を含み笑ながら物語仕い 右の趣御内々申上い以上」 (開國起原)

上卷三四一—四頁參照)

政四年五月十一日條參照)、 のである。 官であつて、 海軍当局の拒絕によつて使節派遣を中止していた時であつて、 フ及びこの事件に言及したものが發見されないのである。さらにまた当時のプロシャ政府当局は、 これが古文書館に於いて見られないばかりでなく、 るけれども、 これらは、果してすべて事實と認められるであろうか。 名譽を誇らんとしたものであらう。 政府の内意を受けて渡來したとするならば、これに關する何らかの記錄が、 以上の記述によれば、 も述べているように、 しかも更に此後リュドルフが、再び箱館に渡來して交易を行つていること等を見るならば プロ 彼の森山に對する談話の內容は、 シャ政府はすでに早く一八五五年に、 幕末外交談等の記事のように、 彼はその言う如くプロシャ士官ではなく、商人であると考うべきであろう。 彼はこの行為によつて、日本人に强い印象を與えると共に、あわよくば故國に條約締結の (Die preuss. Expedition nach Japan 1860—61. 參照 疑問であると見なければならない。 当時または其後のプロシ リュドルフが上記のような行爲をしたことは、 非公式に日本との條約締結を試みたこと」なるのである。 リュドルフなるものはプロシャ政府の内命を受けて渡來した士 日本に對してかゝる行動に出るほど實際的ではなかつた マヤ側の プロシャ政府側に存する筈である。 もし彼の言うように、 日本關係文書類にも、 上に述べたように、 (維新史料綱要、安 オート 疑ない事實であ 全くリュド 彼がプロシ 博士 然るに (D_{r}) ル Y

政府 通商を熱心に希望するあまり、 要するにリュドルフは一介の獨乙商人であつて、 の内命を受けたということが、 上述のような口實を設けて、 全くの欺瞞であるとしても、 アメリカの保護のもとに東洋貿易に從事した者であるが、 條約締結の僥倖を得んとしたものであらう。 彼が日本との公式の通商を企圖したという事實は 彼が ブ 日 「本との 東 Y

初期日獨通交史の研究(一)

(一五二) 三二

亞に活動していた獨乙商人等が、 日獨條約締結を熱望していたことを示すに充分であらう。

第三節 日米通商條約締結とプロシヤの動向

頭 行いつゝあつたのである。それはこの間に、プロシヤ政府当局が、東亞駐在の領事等より日本貿易に關しての報告をな 我國の開國以來、 プロシヤの東亞進出の計畫を決定的のものとすることゝなつたのである。然し先にも記したように、 さしめているのを以てみても知られるのである。 よつて、 瓊州等の開港、 八五八年(安政五年、 ロシャが黑龍江流域地方を占有するに至つたこと、更にまた同年日米通商條約の締結さる」に至つた事等は、 即ち一八五四年(安政元年)から常に東洋進出の機をうかゞつていたのであつて、 商船の國內河川通行の自由、宣教師の內地布教の自由等の權利を獲得したこと、及び同年愛琿協商に 咸豐八年) 中國に於ける天津條約の締結、 次にこれらの報告について少し記してみようと思う。 即ち英・佛兩國公使の北京滯在、牛莊、芝罘、 徐々にその準備 プロシャはすでに 汕

關して、大要次のように記しているのである。 記したところである。しかして彼はまた、一八五八年三月、 八五七年(安政四年)九月、バタビヤ領事がプロシヤの日本との貿易は有望であることを報告したことは、 日巓、 日露等の條約について報告すると共に、日本貿易に すでに

從つて日本貿易は、 れ 日本より輸出さるべき商品がないために、日本貿易の擴張は一時阻害されている。 「日本との通商が案外容易であり、日本に於いて外國製品が輸入さる」期待が徐々に實現されること」なつて來たが、 日本貨幣の輸出が禁止されているために、 幾分疑問とする點もない譯ではない。オランダ政府当局のみるように、日本に於いては銅の産出も ある限定された物品によつてその代價を取らざるを得ない狀態である。 賣却品に對しても外國貨幣が支拂わ

來毛織物が重要なものとなると考えられる。從つて將來日本貿易が重要なものになるという前に提出した報告書の意見 からみて極めて重大であつて、 種々の雑費を差引いたならば、 リエッテ號及びコルネリヤ號が日本貿易を行つたが、その結果は、大體以上の報告を裏書きするものゝようである。 他 益の九萬七千五百フローリンのうちで、当地で三十乃至三十二フローリンの蠟を五十二フローリンで買い取り、 ち 歸り商品のために、極めて少額とならざるを得ないであろう。例えば賣却額のうち三十五パーセントを國庫に收め純 歐洲に於いて約四萬五千フローリンの商品を十五萬フローリンで賣却することが出來たが、この純益は、その費用 價に賣却された。然し日本より持ち歸るべき商品のために、その利益を獲得し得るかどうかは不明である。この商船は 盛 のオランダ商船の日本貿易に關する詳細なる結果は未だ判明していないけれども、日本への輸入品は、大體平均して高 多額でなく、現在のところ殆んど唯一の輸出物と見らるゝものは蠟である。然しそれも相当高價であつて、一ピクルに ついて五十二フローリンであるが、当地に於いては三十フローリンから三十二フローリンで購入し得るのである。 んになるに從つて、その價値の減少するに至ることは当然考えられるところである。当地より初めてオランダ船へン の輸出品としては、主として漆器及び陶器類であり、それらは、今までは稀少品として高價であつたが、その輸出が 後日には必ず日本よりの輸出品も相当の額にのぼり、 船の費用を支拂い得るがどうか問題であろうと思う。然しながら日本の開國は、 また日本への輸入品としては、將 貿易上 その上 その と持

たことがうかどわれる。 以上によつてみると、 ュ 当時の日本貿易が極めて微々たるものであつて、外國はこれによつて利益を得る狀態でなかつ ルネリヤ長崎に渡來す、とあるのが また上記の報告書にあるオランダ商船については、 (維新史料綱要卷二)、 我國の記錄に、 おそらくこれにあたるものと思われ 安政二年六月(一八五五年

は、

現在の貿易狀態にかゝわらず、依然として正しいものと考えられるのである。」

初期日獨通交史の研究(一)

(二五三) (三三)

る。 思わしくないものであるが、 要するに以上のバタビヤ領事の報告によれば、安政四、五年頃までのオランダの對日貿易は、 將來の日本貿易は必ず見るべきものがあるとなしているのである。 利益の點より見れ

本との貿易を開拓する必要を政府に建言するものがあり、プロシヤ政府當局もまた彼等の熱意によつて動かさるるとこ ろがあつたのである。 さてまた他 の一方に於いて、すでに先に少しく觸れたように、 次にその一・二の例を記してみよう。 東亞諸國に居住して活動していた獨乙商人からも、

日

Kniffler)の報告書によると、 日本と貿易關係を結びプロシヤが重大なる利益を獲得することの熱望とによつて、この報告書を提出するものであると いう書き出しを以て始まり、 一八五八年十一月、即ち日米通商條約締結の後に提出されたバタビヤ居住の獨乙商人ルイス・クニッフラー 彼の經歷及び現在の地位を記し、 先づ最初に、熱烈なる祖國愛と、 日本貿易に關して次のように述べているのである。 貿易事業に對する猛烈な興味と、自分の説明によつて (Louis

るに至る分野を提供するものであるという確信を懷くに至つたのである。 ざる努力の結果、今や日本貿易について誤りない充分な見解を得て、日本は將來必ず貿易界に於いて、一大意義を有す していたが、いまようやく、 大販路となるべきことを確信すること」なつたのである。 「自分は永い間、日本に特別の注意を拂い、今までの日本關係の記錄に記されていない詳細な報告を知り度いと努力 知友及び日本貿易を重視している當地の官邊から、これを知ることが出來た。 特にプロシャにとつて、日本はその産物の一 かくて経え

次のことを予言し得るのである。 とを以て、その知識の擴大につとめ、敎養ある外國人と接觸しようとしているから、物理學、化學、光學等に關する機 四百萬以上の人口を有する日本の地理的狀態から見て、 卽ち、 日本人は科學方面に於いて驚くべき進步をなし、且つ絕えず非常な努力と熱 毛織物、 綿織物等の一大販路となるばかりではなく、 確實に

そして日本に對する自分の認識の誤りでないことを實證しようとするものである。 獲得し得ると同樣な利益を、 極 の利益を除外しても、 競爭を恐れる必要がなく、また卑見を以てすれば、アメリカ、オランダ、ロシア、イギリスが近年締結した條約によつて 於いては、 具及び標本、 つ商社の支店を設置しようとする決心をしている。近々積荷を以て日本に向い、 めて多量の實石類があるものと信ぜられる。 確實にまた極めて有利に賣却し得ることは疑ないところである。このような物品については、 藥品、 機械類、 日本にある豐富な植物、 プロシャがこれらの點に關しては確保し得るという望は十分である。 鐵及び銅製品、 武器、ガラス器、皮革及び皮製品、さらにまた此等以外の物品が、日本に このような理由で、自分はオランダの保護の下に個人で貿易を行い、且 鑛物等は殆んど知られてもおらず、また日本人がこれまで知らなかつた 或る期間中滯在しようと思つている。 以上のような貿易上 全く他國との

附言する。」 である。自分は 好諸國に通知する意向である。 日本との條約締結に際して、 かれるならば、 ダ政府委員の說明書及びオランダの最近の貿易報告書等の拔萃を送附する。もし政府當局が日本貿易に關して注意を引 日本政府が他の諸外國とも通商條約を締結しようとしていることを立證するために、オランダとの追加條約、 プロ シャは日本に於いて、 自分は更に次のことを確言し得るのである。 祖國のために日本に於いて働き得る機會に際會したならば、全力を盡してこれを行うものであることを 他の諸國も同樣な條約を締結し得る原則を確立したものであり、 他の列强に伍して堂々たる地步を占むべきことは、 祖國の繁榮こそ自分の望むところであり、又このためにのみ、この報告をなすのであつ 即ち、當地のオランダ官邊の言によれば、 充分なる誇りを以て確信するところ もし必要ならばこれを友 オランダ政府は オラン

この報告書は、 さきのバタビヤ領事の報告書よりも、 日本貿易の將來について示唆するところが多く、

初期日獨通交史の研究(一)

(一五五) 一

べきか否かについて、外務大臣シュライニッツの意見を徴しているほどである。 實しているものである。 つたから、 は、日本その他の東亞諸國と條約を締結するために、使節を派遣する計畫が段々に實現されようとしつゝあつた時であ 以上の報告書は大いに當局の注意を引いて、商務大臣ハイトは、 この報告書がベルリンに到着した時、 即ち一八五九年二月には、すでにプロシャ政府に於いて クニッフラーを日本派遣の使節團に 利用す

領事に任命されんことを願い出るという自薦運動も起つて來たのである。 務大臣に宛てた書翰によると、プロシヤは當然日本と通商條件を締結すべきことを主張し、これに關聯して自分を長崎 さらにまた一八五九年二月附の獨乙商人ユリウス・アドリヤン (Julius Adrian)なる者の長崎出島よりプロ シャ外

兩領事より、 ブレーメン領事 ンマーク、 當時東亞諸國に置かれた獨乙諸邦の領事は、大體次のようなものであつた。即ち、廣東にプロシャ領事 香港、 ザクセン、オルデンブルグ領事 廣東、上海にハンブルグ、ブレーメン領事 (ジームッセン商會)、 日本關係の報告を受けていたのである。 (ベーン・マイヤー商會)、バタビヤにプロシヤ、ハンブルグ領事 (ウエルマンス)及びブレーメン、デ (ハーレー商會) などであつて、プロシャ政府は主として廣東及びバタビヤ シンガポールにプロシヤ、 ハンブルグ (カル ロウエ

及び日本の通商條約締結の報が達するに至つたのである。 於いて有望であるという點に一致しているものであり、さらに東亞諸國に於いて貿易に從事している獨乙商入達の間で さて上に記したように、一八五七・八年頃に於けるこれら領事よりの報告も、 日本、 中國及びタイ諸國と通商條約の締結を熱望する聲が高くなつて來たのである。このような情勢の中に、 日本貿易の將來性については、 大體に 中國

八五八年九月、 即ち日米條約締結直後プロシヤ商務大臣 ハイトは、 總理大臣兼外務大臣マントイフェ ルに對して次

のような意見を具申しているのである。

國は、 ない場合は、 產業、 えられる。 成せしむるためには、 の任地に赴任する以前に、この任務を兼任さすべきであると思う。 國との交通關係について知名であり、また外國語も巧みであるから、最も適任者と見るべきである。 ある。卑見を以てすれば、總領事レーヴェンハーゲン及びギューリッヒが適任者かと思われる。 なさしめることも委任すべきである。この任務は極めて重大であるので、使節の人選については特に慎重を期すべきで 講すべきではないかと思考する。 だしく制限された貿易狀態に於いても、 き事件である。 めるだけでなく、 「最近中國が、英、米、 その産業、 商業方面に精通し、 またタイ、 來年の予算としてこれを計上し、議會に於いて予かじめ協賛を得ることが出來ると思う。 他國が中國に於いて有利な地位を占領するに至ることを便々として待つ必要はなく、 貿易、 國内の産業、 少數の軍艦を派遣する必要があると思う。 ハワイ及び日本と條約締結を試みるか否やは熟考を要すると思う。」 船舶業のために、 佛、 同時に外國政府との交渉に熟練した官吏を中國に派遣し、 露諸國と條約を締結して開國するに至つたことは、 貿易に關係ある人々にも、 中國は我國の製産品の一大販路たるべきことは疑ないところである。 鐵` 他國と同樣な條約を中國と締結すべきは當然であつて、 銅製品及び金屬製品或は其他の製品が相當量輸出されていたのである。 外國の需要を説明して、 それについては軍令部に交渉しなければならないと考 使節派遣の費用については、 プロシャにとつても極めて重視すべ 貿易關係を結ぶについての協力を 中國との條約締結の任務を遂行せ 外務省の資金が充分で 特に前者は早くから中 この目的のために、 速急にその對策を 從つて彼がチリー 又この使命を達 現に今までの甚 我

に使節派遣の議が起つたものゝように感ぜられるけれども、 以上の書翰によると、 中國 0 開國によつて、 初めてプロシャ當局の東亞に對する注意が喚起され、 一八五八年十月附の外務大臣より軍令部にあてた書翰には これに よつて最

初期日獨通交史の研究(一)

(一五七) 三

次のようにある。

むなきに至ったのである。 イと條約を締結し、最近は英、 派遣するために、軍艦を使用し得るや否やを照會したのであるが、同十一月の返書によつて、 「一八五四年九月に、 日米條約の締結に關して軍令部に詳細なる報告をなし、 然しこの後絕えず報告した如く、日本は、英、 佛、露、 米各國が中國と條約を結んで開國せしむるに至つたのである。」 露、 蘭各國と條約を結び、 日本との條約締結を目的とする使節 この計畫を放棄するの己 英 佛はさらにタ

定の艦 りである。 らるべきものと考えられる。 軍艦を極東に派遣することには同意するが、最近に於いてデンマークとの戰爭を予想するような政治狀態から見て、一 大略如何なる額になるかなどの事項を、 目的を達成するためには軍艦を派遣することが最も必要であるから、二艘の軍艦を提供さる1ことを請い、 商務大臣の意見に從つて、 ることは、 つて實現されなかつたことは明白である。この點に關しては、本稿に於いてすでに先きに觸れた通りである。 て、再び使節派遣を問題とするに至つたのであつて、一八五四年(安政元年)の使節派遣の計畫は、 これによれば、 かくて中國及び日本の通商貿易の開始は、 船をこれに充てることは困難であるから、 これらに關する費用は現在に於いては決定することが出來ない、 全く海軍側の協力を得ることが出來るかどうかにかゝつていたのである。こゝに於いて外務大臣は、 日米和親條約締結後絕えず東亞に注意を向けていたプロシャ政府が、 東亞諸國と通商條約を締結することが、プロシヤの産業や貿易に必要なることを述べ、この もし派遣すべき軍艦が決定すれば、 軍令部にあてて照會するに至つたのである。 プロシャをして再び使節派遣の議を起さしめたのであるが、それを實現す 極東海域に有力な軍艦を派遣し得るか否やは、 來年の秋までには、 と言うのであつた。これによつて見ても これに對する軍令部 出航すべき萬端の準備をなすつも 歐米列强の中國進出 に陛下の 海軍側の反對によ よりの返事は その費用は に 刺激され 上記の に任

要なることを力説しているのである。即ちその大要は次の如きものである。 うとしていたのであつて、

一八五八年十二月、

商務大臣は軍令部に對して詳細な書翰を送つて、 然であつたであらう。 頭すべき時期にあつたので、このような貿易上の企てが軍部方面より充分なる援助を得ることが出來なかつたことも當 八五四年當時と大差がなかつたものと言うべきであろう。 ブ 口 シャの海軍力の微弱ということが、その東亞進出を阻んだ重大な原因であつたことが明瞭であつて、この事情は 然しながらプロシャ內閣當局は、 この計畫を實現するために、 言うまでもなく、 當時プロ 軍部を動かしてその目的を達しよ シャは獨乙國內外の政治問題に沒 東洋貿易の重要かつ必

年以前までは考えられなかつたような商業上の意義を、 面 及び北米西海岸地方に於ける植民の急激な發展、 からの極めて多量な米殼輸入の開始、 「東半球は近來急激に、 貿易上有望な地域として注意さるゝ所となつて來た。 人口過剰と政治的變動とによつて增加しつ」ある中國人の海外移住等が、數十 捕鯨業の發達、 太平洋沿岸諸國に與えること」なつたのである。 オランダ政府の自由主義的植民政策、 中國産物の消費増加、 印度及び支那方 オーストラリヤ

プロシャに於いては、 舶と商品とに對して開國した以上、 る計畫をなすべき機運に達しているのである。 上國も、それらの例にならつて、中國、日本、タイ、ハワイ及びその他の東亞諸國と通商條約の締結を談判しつゝある。 のであるが、その條約たるや、 東亞諸國に於いて貿易に從事していたのである。 米、露等の諸國は、 未だ嘗てかゝる計畫を企てなかつたのであるが、 半ば平和的折衝により、 その軍艦と條約との保護によつて、貿易及び通航上の非常な利益を占むること」なつた 外國船の國籍と商品の生産地とを區別せずに、 過去に於いて獨乙人達は、 半ば武力的交渉によつて締結し得たものである。 その理由は、 東洋諸國の商業政策に於いては、 關稅同盟の商業、 國際的條約及び自國海運の保護を受けること 條約を結んで居ない歐洲の 産業及び船舶業は、 歐洲 度び外國の船 諸 今やか の 他の海 に國に對

初期日獨通交史の研究(一)

(一五九) 三九

性によつて、自國の代表者がなくとも、他國によつて保護されたのである。 の條約に基いてのみ合法的に要求し得る公使または領事の保護を必要とする場合でも、 しても、 さしあたり報復手段の恐れのない二・三の條約締結國と同樣な原則を適用したためである。從つて、 ヨーロッパ人の利害關係の共通 國際法上

の期待を實現しないならば、 遠隔な東亞地方に於いては、 ゞちに彼等を援助するであらうという予想の下に、初めてなし得たのであつた。その理由は、 隔の地方をも、その活動範圍に入れようと努力して成功するに至つたのである。 にとつては、この感が深いのである。 正當な保護を受ける場合に於いてのみ、 り得るけれども、手廣い確實な投機の對象となるには不安定であり、かつまた新しく開拓された市場の利用 然し吾人は、プロシャ政府が將來もかゝる消極的態度を維持すべきであるとは考えないのである。第一に、 船舶、 産業等が、 他の國家の有している信用や權利によつて受ける利益は、或る場合に於いては、 我國の船舶業の發展は、 自國政府の保護を極めて必要とし、またそれが與えられたからである。 我國の船舶業はすでにかなり以前から、小企業の範圍を脫して、數年來東亞の遠 初めて自己のものとなることは言うまでもないからである。 事實上重大なる頓挫を來すこと」なるのである。 このようなことは、我國の政府が、 他の海上國の商船もこの 特に我國の船 我政府が彼等のこ 好都合の時もあ は、 我國の 自國 た 貿 0

の熱望するところであつて、これは彼等の利益のためばかりでなく、 ているのである。例えば、タイと通商條約を締結し、プロシヤ領事を設置されたいということは、この地方の しくないと考えられる。 關稅同盟諸國の政治的地位に相應しないという輿論が高まりつゝあるのであつて、それを全く顧みないということは 方また、 獨乙人が他國政府及びその海軍力或は外交機關の保護によつて、 この意見は、 部國内ばかりでなく、 遠隔の地域に於いて商業に從事している人々からも起 自國を他國進出におくれさせ度くないという祖 事業を行うということは、 プロ 獨乙商人達 シャ及び

愛の現われを示すものである。 てその重要な諸港に入港せしむべきことを希望するものである。 に從うことを欲するに相違ないのである。このような理由によつて、 ハンザ都市が、それらの地方に於いて條約を締結する場合も、必ず彼等はプロシヤの例 自分は、 最近プロシヤ軍艦を支那海方面に派遣

東への使節を出發せしめることは出來ないであろうか、この點について貴意を得たいと思う。」 の返書によると、來年秋までに艦船の準備を完成するとのことであるが、なほ一層急速に準備をすゝめ、 れるのであつて、その場合これらの交渉は、軍艦を伴うことによつてのみ成功し得るものと見なしている。軍令部より さらにまた、外務省の意向は、 中國、日本、タイ、ハワイ諸國等に對して、 通商條約の締結を申し込むものと信ぜら 來春までに極

なったのである。 文の一部の原文である。 つて編纂された公式の報告書である「プロシヤ東亞遠征記」 しかも出來るだけ急速に使節を派遣すべきことを主張しているのである。この書翰の一部分が、後にプロシヤ政府によ この意見書は大變長文のものであつて、プロシャの東亞進出の極めて重要かつ必要であることを、 かくて海車當局も、これらの商務、 外務當局の要請によつて、その派遣艦船を決定することと (Die preussische Expedition nach Ost-Asien) 各方面より論じ、 の序

て して海軍省の反對にあつて、 の日米通商條約または天津條約の締結を期として、 商務省方面より再び强烈に主張され、 以上述べたように、プロシヤは日米和親條約締結當時、すでに使節派遣の計畫を立てたのであつたが、艦船派遣に關 その實現が困難となり、 遂に商務、 使節を派遣して東亞諸國と條約を締結すべしという要求が、 外務兩省が軍令部を動かして、その永年の目的を實現すること」な その後常に東亞進出の機をうかゞつていたのであるが、 安政五年 主とし

初期日獨通交史の研究(一)

つたのである。